

平成27年度第1回尾道市総合教育会議

平成27年5月26日午前10時30分～
教育会館2階会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 教育委員会委員長あいさつ
- 3 協議
 - (1) 尾道市総合教育会議運営要綱について
 - (2) 教育に関する大綱の策定について

第1回尾道市総合教育会議 出席者名簿

尾道市

市長	ひらたに ゆうこう 平谷 祐宏
----	--------------------

尾道市教育委員会

委員長	やまきた あつし 山北 篤
委員長職務代理者	なかつか ひろこ 中司 弘子
委員	むらい けいいち 村井 圭一
委員	なかた ふみ 中田 富美
教育長	さとう まさひろ 佐藤 昌弘

説明員

教育総務部長	みやもと ひろし 宮本 寛
学校教育部長	むらかみ まさき 村上 正喜
教育委員会庶務課長	のぶとう しゅんそう 信藤 俊壮

総合教育会議の設置について

1 設置根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

2 協議事項

(1) 教育に関する大綱の策定

(2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

3 構成

市長及び教育委員会

4 開催方法

市長が招集し、会議は原則公開とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

協議 1

尾道市総合教育会議運営要綱について

尾道市総合教育会議運営要綱について、別紙のとおり定めたいので協議する。

尾道市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、尾道市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、法に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、緊急を要するとき又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

（傍聴の手續及び定員）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に傍聴申請書を提出して、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴することができる者の定員は、10人とする。

3 傍聴券は、定員の範囲内で、申請順に交付する。

4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で市長が傍聴を許可する必要があると認められたものは、市長の許可を受けて傍聴することができる。

（傍聴を許可しない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長において傍聴させることが不適當であると認められた者

（傍聴人の行為の制限）

第7条 傍聴人は、次の行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をする事。
- (5) 市長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- (6) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退席)

第8条 傍聴人は、次に掲げる場合には、直ちに退席しなければならない。

- (1) この要綱に違反したことにより市長が退席を命じたとき。
- (2) 法第1条の4第6項ただし書の規定により公開しないこととした事件を協議することを市長が宣言したとき。

2 前項第1号の規定により退席を命じられた者は、当日は再び傍聴することができない。

(議事録)

第9条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会事務局教育総務部庶務課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

協議 2

教育に関する大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定する、市長が定める教育に関する大綱の策定について、同条第 2 項の規定に基づき、総合教育会議において協議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

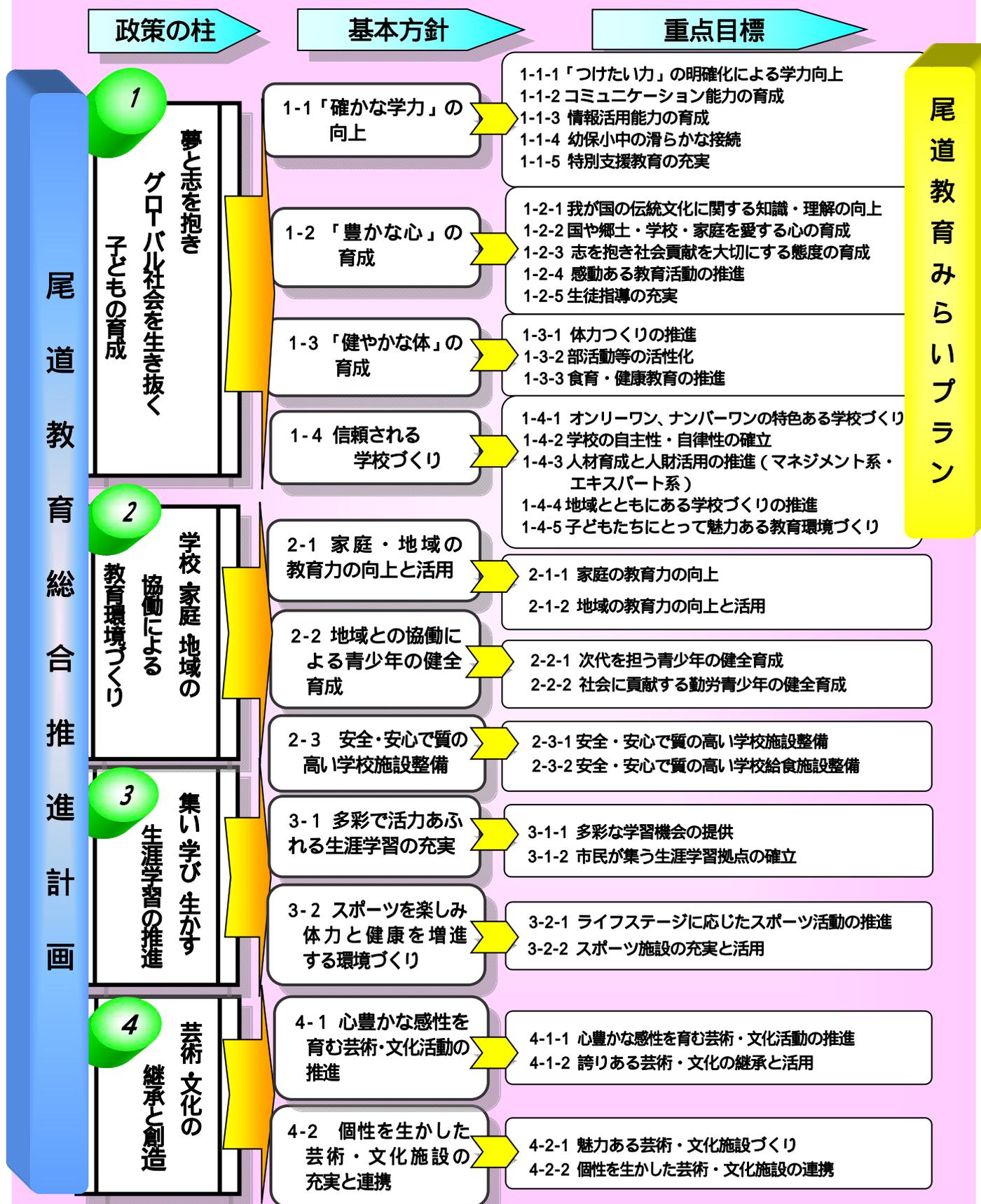
教育に関する大綱の策定について（案）

方針

- 1 「尾道教育総合推進計画」をもって、大綱に代える。
- 2 新たな市の総合計画の策定に併せて、大綱の見直しを行う。

第1 尾道教育総合推進計画の概要

夢と志を持ち 生きがいある未来をひらく 人づくりのまち尾道

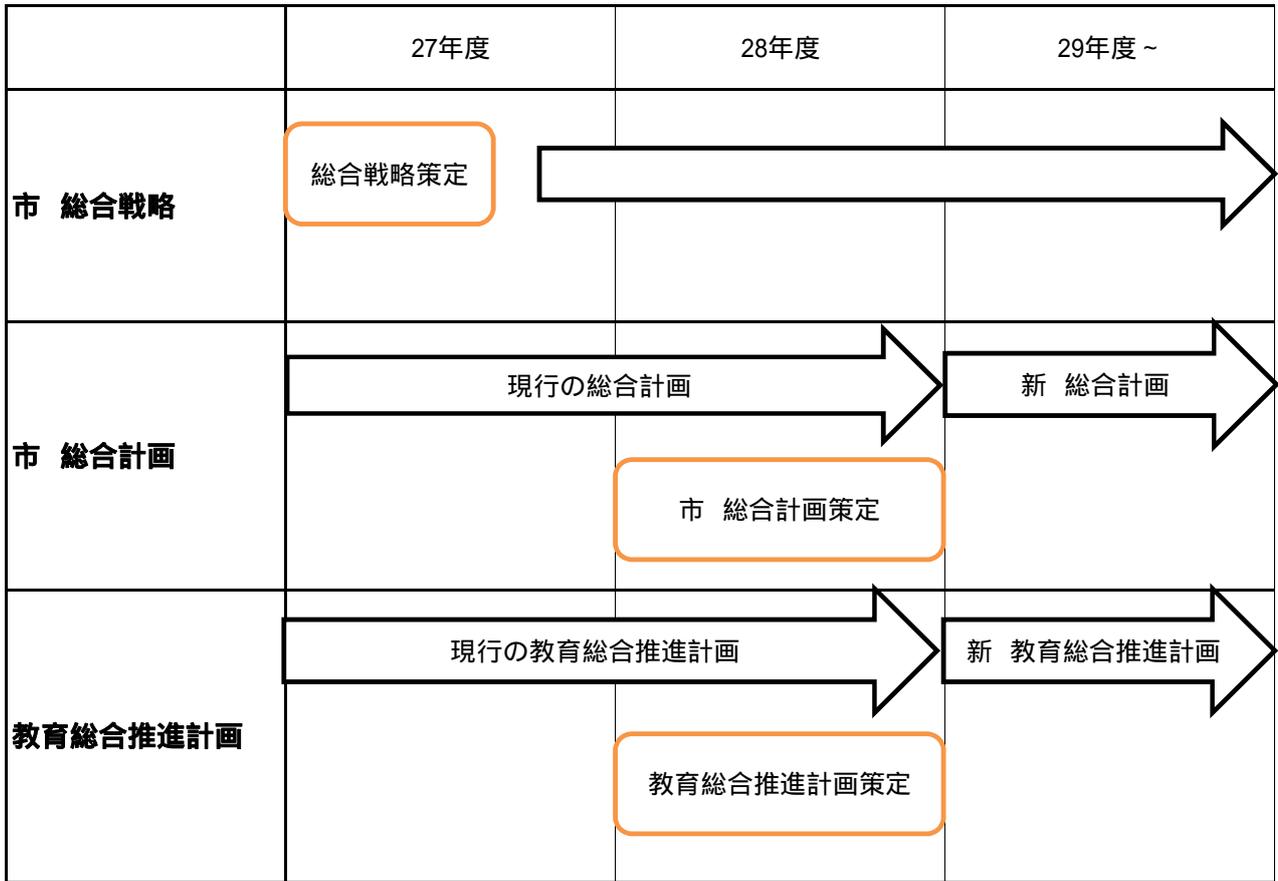


尾道教育みらいプラン

教育に関する大綱策定について

参考資料

計画策定スケジュール



教育に関する大綱 策定スケジュール(案)

